

第4回・第9回・第14回スーパー配管工認定者 更新時講習会のお知らせ

受注者の皆様には、日頃から当局事業の円滑な執行にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

東京都水道局では、工事請負単価契約における優れた実績と技術を有する配水管工を「スーパー配管工」として認定しております。「スーパー配管工」として認定された配水管工技術者を雇用する事業者には、対象単価契約申込み時の審査において、配置予定技術者の能力評価点として加点されることとしています。

加点される期間は、認定を行った年度を含めて5年間とし、加点期間を継続するためには更新手続きを行い、「加点期間更新」の認定が必要となります。

「加点期間更新」の認定には、5年間のうち3年間以上の実務経験が必要となります。

さらに平成30年度より、「加点期間更新」の際に、**更新時講習会**への参加が必要となりました。

つきましては、更新時講習会を下記のとおり行いますので、ご案内いたします。

1 対象者 第4回、第9回または第14回スーパー配管工認定者であり、以下の要件を満たす方

- (1) 平成21年度（第4回）及び平成26年度（第9回）にスーパー配管工の認定を受け、平成31年度（第14回）に加点期間の更新を行った方
- (2) 平成31年度（第14回）にスーパー配管工の認定を受けた方
- (3) 令和6年度のスーパー配管工加点期間の更新を申込んだ方

2 日時 令和6年11月12日（火）
9時30分から11時00分まで（受付開始 9時00分から）
※講習1時間＋意見交換30分

3 場所 都庁第二本庁舎22階 22C会議室
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

4 講習内容

- ・配管の基礎知識（NS・GX）
- ・安全管理について
- ・意見交換

5 持ち物 筆記用具

6 備考

- ・更新予定の方は講習会の受講を必須とします。
- ・申込案内については別途周知いたします。

【問合せ先】

【区部】 給水部配水課（施設管理担当）	03-5320-6467
給水部給水課（漏水防止担当）	03-5320-6477
【多摩】 多摩水道改革推進本部調整部 技術指導課（工務担当）	042-548-5416